

平成30年度 血圧計導入促進助成事業実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額 1億円 2,000台【愛媛県助成金交付限度額 32台 160万円】

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計(業務用)とする。

※助成対象機種につきましては、6月頃公表致します。

5. 助成額 血圧計の取得価格の1/2・上限5万円(1事業所あたり1台まで)

6. 申請先 (一社)愛媛県トラック協会

7. 実施期間

本助成事業の実施期間は、平成30年4月1日～平成31年3月15日までとする。

※なお、上記期間内であっても、県ト協交付限度額に達した場合は、申請受付終了とする。

8. 留意事項

(1)助成対象機器について(交付要綱第2条関係)

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血圧計導入促進助成事業対象機器一覧」に取りまとめのうえ、県ト協に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を県ト協に連絡することとする。

(2)導入方法について(交付要綱第3条関係)

買取り(一括・割賦)にて会員事業者が、平成30年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計(中古品を除く)について助成対象とする。

(3)助成額について(交付要綱第3条関係)

全ト協の助成は1事業所あたり1台までとし、血圧計の取得価格の1/2(上限5万円)とする。なお、取得価格に消費税は含まない。

(4)国の補助金との併用について(交付要綱第3条関係)

国等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5)実績報告書の提出について(交付要綱第4条関係)

【提出書類】

- ①血圧計導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)
- ②中小企業者であることが確認できる書類(事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ)
- ③領収書(写)

※①実績報告書は、(一社)愛媛県トラック協会HPよりダウンロードして下さい。